

なごみグループ(税理士・社労士)

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F  
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F  
Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

パグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・7F  
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

November, 2007

# なごみ便り

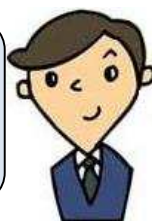
www.101dog.co.jp

## 今年の年末調整は

今年も残すところ2か月となりました。そろそろ年末調整の時期です。ギリギリになってから焦ることのないよう、早めに以下の書類をそろえておきましょう。

**必要な書類**

- 生命保険料の控除証明書
- 地震保険料の控除証明書
- 小規模企業共済等の支払明細書
- 住宅取得借入金控除証明書

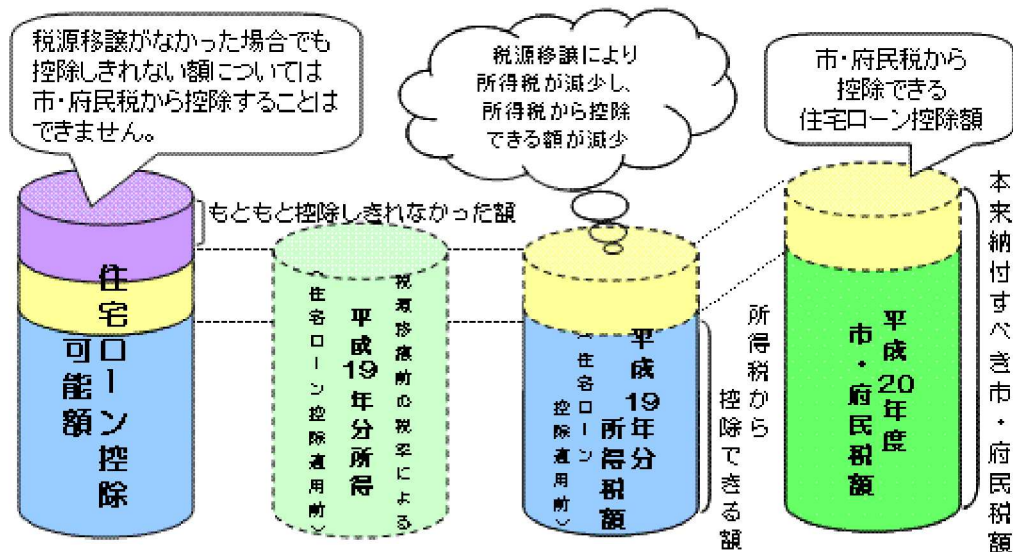


さて今年から、地方分権を進めるためスタートした税源移譲ですが、所得税と住民税とを合わせた税負担が、税源移譲の前後で変わることがないようにいろいろと経過措置がとられています。その中に**住宅ローン控除に関する措置**があります。

住宅ローン控除のおさらい



なごみ便り5月号でも少し説明しましたが、平成19年分以降の所得税の額が減少することに伴い、所得税の額から控除できる住宅借入金等特別控除額が減少する方**(平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した方に限ります。)**については、お住まいの市区町村への申請**(平成20年3月17日期限)**により、当該減少額を翌年度分の住民税から控除することができます。



そして、その申請の際に必要なのが年末調整で作成・配布される源泉徴収票なのですが、その源泉徴収票の様式が本年度から変わります！変更箇所は3箇所です。下にある源泉徴収票の雛型と照らし合わせてご確認ください。

**摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」の記載**

年末調整を行う際に、控除しきれない住宅借入金等特別控除の額がある場合には、源泉徴収票の『摘要欄』に「住宅借入金等特別控除可能額」を記載していただく必要があります。

ここで注意しなければならないのが、ここに記載する金額は所得税の額から控除しきれなかった残額ではなく、控除可能額だということです。また、「」には**居住開始年月日**も記載しておきましょう。

**「損害保険料の控除額」が廃止 「地震保険料の控除額」の創設**

地震保険料控除とは特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができるというもので、損害保険料控除の廃止により空いた枠が地震保険料控除の欄となりました。

**「長期損害保険料の金額」欄が損害保険料控除の廃止に伴い「旧長期損害保険料の金額」に変更**

昨年の税制改正で、本年度より損害保険料控除が廃止されました。

しかし、一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、経過措置として地震保険料控除の対象とすることができます。

一定の長期損害保険契約等とは、以下の要件を満たすものをいいます。

- (1) 平成 18 年 12 月 31 日までに締結した契約（保険期間又は共済期間の始期が平成 19 年 1 月 1 日以後のものは除く）
- (2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が 10 年以上の契約
- (3) 平成 19 年 1 月 1 日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

平成 19 年分 給与所得の源泉徴収票																			
支払を受ける者	住所又は居所														氏名				
															(受給者番号)				
															(フリガナ)				
													(役職名)						
種別	支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額												
	円	千	円	千	円	千	円	円	円	円	円	円	円	円					
控除対象者の有無等	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額								
			定	老	人	その	他					特	別	控	除	の	額	千	円
有	無	従	従	従	内	内	内	内	千	円	千	円	千	円					
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額										円: 国民年金保険料等の金額		円: 配偶者の合計所得							
										円: 個人年金保険料の金額		円: 旧長期損害保険料の金額							
										円: 居住開始		H . . . . .							
未払者	乙欄	本人が障害者特別その他	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	中途就・退職	年月日								
											就	退	年	月	日	明	大	昭	平
											19								
支払者	住所(居所)又は所在地																		
	氏名又は名称																		
															(電話)				

詳しくは当事務所職員までお問い合わせください。

(文章担当：大原・桂)

**～人材派遣を始めました！！～**

「必要な時」に「高いスキルを有する人材」を「必要な期間」ご利用頂けます。社員の募集、教育にかかる「経費と時間」が削減でき、さらに必要な期間だけのご利用で済むため、無駄がありません。なお、地域によって派遣が困難な場合がございます。

詳しくは『株式会社 和』(特 27-302403)までお問い合わせください。 TEL.06-6944-4117